

3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている特殊法人等に対し、予算で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。このように、政府保証債務は、財政活動に伴う資金調達による債務であり、国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられています。

例外として、

- ① 国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ② 業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限って、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定を設けているところです。また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(2) 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

(3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

① 予算等における取扱い

a 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは(1)で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています。このため、毎年度の一般会計予算予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を得ています。

b 財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第5条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融资計画に計上されています。

☞(参照先) 各年度の財政投融资計画については、「財政投融资レポート」や財務省ホームページをご参照ください。

② 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債（内国債・市場公募分）の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています。

また、独立行政法人等が政府保証債または政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切なものであるか等について、審査を行っています。